

疏水分線水路清掃及び土砂浚渫

特記仕様書

京都市上下水道局

## 1 共通事項

本仕様に記載のない事項については令和5年12月版の「水道部施設課 作業一般仕様書（委託）」による。

なお、「水道部施設課 作業一般仕様書（委託）」は水道部施設課で配布する。

## 2 作業概要

本作業は、疏水分線及び疏水分線付帯施設に堆積した土砂の浚渫及び清掃を行うものである。

## 3 作業場所

京都市左京区南禅寺福地町62番地3～左京区北白川久保田町58番地

## 4 完成期限

令和7年3月31日とする。

## 5 作業内容

主な作業内容は、下表のとおりとする。

なお、作業に先立ち、発注者は、疏水分線の減水・停水を行う。

※減水・停水の時期は、観光シーズンや周辺環境を踏まえ、例年1月以降であるが、琵琶湖疏水の水質によって、一部の区間で停水できない場合がある。その場合、協議により設計を変更する。

### (1) 水路清掃工

区 間		単位	数量	備考
A部	若王子橋～銀閣寺南橋、西田橋～志賀越道	m	2,000	
B部	分線取水ゲート～扇ダム	m	600	第5トン礼除く
C部	第5トン礼内	m	100	
D部	分線取水ゲート～水路閣上流（側溝）	m	320	
A部	横断側溝	箇所	20	

### (2) 土砂浚渫工

区 間		単位	数量	備考
A部	銀閣寺南橋～西田橋	m <sup>3</sup>	90	土砂
B部、C部	分線取水ゲート～扇ダム	m <sup>3</sup>	5	汚泥
扇ダム	扇ダム、導水管部	m <sup>3</sup>	27	
サイフォン部	西田橋サイフォン部（17m×2連）	m <sup>3</sup>	28	

(3) 仮締切工（土のう積工 小口並べ）

区 間		単位	数量	備考
A部、B部	水路閣下流、西田橋	m <sup>2</sup>	9	仕拵、積立、撤去

(4) 締切排水工（排水量（m<sup>3</sup>/h）0以上40未満）

区 間		単位	数量	備考
A部	西田橋サイフォン部（17m×2連）	箇所	2	作業時排水

6 作業計画書

作業に先立ち、作業手順や作業方法等についての作業計画書を監督員に提出しなければならない。また、作業計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該作業に着手する前に変更に関する事項について、変更作業計画書を監督員に提出しなければならない。

7 作業方法

(1) 水路清掃工

ア A部（若王子橋～銀閣寺南橋、西田橋～志賀越道）

受注者は、水路内の水草や雑草等を刈取り、落ち葉やゴミ等とともに監督員が指示する場所へ集積する。

また、受注者は、クマデ等により河床均しを行うが、ホタルの育成に影響を与えないよう留意する。

イ B部（分線取水ゲート～扇ダム）

受注者は、水路の底面や側面に付着した塵や苔等をワイヤーブラシやクマデ等により清掃する。また、扇ダムの上流及び下流のスクリーンに付着している水草やゴミは、監督員が指示する場所へ集積する。

ウ C部（第5トンネル内）

受注者は、水路の底面、側面、上面に付着した塵や苔等をワイヤーブラシやクマデ等により清掃する。

エ D部（分線取水ゲート～水路閣上流（側溝））

受注者は、側溝に堆積した落ち葉等を回収し、監督員が指示する場所へ集積する。

オ A部（横断側溝）

受注者は、側溝内の雑草等を刈取り、落ち葉やゴミ等とともに監督員が指示する場所へ集積する。

(2) 土砂浚渫工

ア A部（銀閣寺南橋～西田橋）

受注者は、水路内に堆積した土砂を浚渫し、所定の処分地へ運搬し処分する。また、受注者は、作業に先立ち、監督員の指示により白川放水口の角落しを取外し、疏水分線の水位を下げ、作業完了後、角落しを復旧する。

イ B部、C部（分線取水ゲート～扇ダム）

受注者は、水路内に堆積した土砂を浚渫し、所定の処分地へ運搬する。

ウ 扇ダム（扇ダム、導水管部）

受注者は、扇ダム内及び導水管内に堆積した土砂を浚渫し、所定の処分地へ運搬する。

エ A部（西田橋サイフォン部（17m×2連））

受注者は、西田橋サイフォン部に堆積した土砂を浚渫し、所定の処分地へ運搬する。

(3) 仮締切工

受注者は、発注者が行う分線取水ゲートの停水に合わせて、水路閣下流の南禅寺取水口付近に土のうを設置し、上流からの流水をせき止め、南禅寺の取水量を確保する。また、西田橋サイフォン部の浚渫に先立ち、サイフォン部の上流及び下流部に土のうを積上げ仮締切工を設置する。

なお、水路閣下流に設置した土のうは、停水の解除に合わせて撤去する。また、西田橋に設置した土のうは、サイフォン部の浚渫作業完了後撤去する。

(4) 締切排水工

受注者は、西田橋サイフォン部に設置された仮締切工内に水中ポンプを設置し、白川へ排水する。

8 地元関係者等調整

(1) コミュニケーション

受注者は、施工するに当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

(2) 苦情対応

受注者は、地元関係者等から施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

(3) 交渉時の注意

受注者は、関係機関、地域住民等と施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。また、受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

(4) 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

9 道路管理者及び所轄警察署等協議

受注者は、作業の都合により道路を規制する場合、道路管理者及び所轄警察署等と協議しなければならない。また、協議した結果については、監督員へ報告しなければならない。

10 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の協議の結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員B	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無	備考
A部	2人×5日=10人	昼間	無	土砂浚渫工
B部、C部	1人×2日=2人	昼間	無	土砂浚渫工
扇ダム	1人×2日=2人	昼間	無	土砂浚渫工
サイフォン部	3人×2日=6人	昼間	無	土砂浚渫工
合計	20人			

### 1.1 浚渫数量

受注者は、浚渫数量を整理するとともに確認できる資料を作成し、監督員へ提出するものとする。

### 1.2 建設発生土

受注者は、本作業で発生する建設発生土を別紙1のとおり適正に処理しなければならない。

### 1.3 産業廃棄物（汚泥）

受注者は、本作業で発生する産業廃棄物（汚泥）を発注者が別途契約する以下の処分先へ運搬するものとする。また、産業廃棄物（汚泥）の運搬は、「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を遵守し、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。確認の詳細については、作業一般仕様書第24項「産業廃棄物」を参照のこと。

建設副産物を適正に処理するに当たり必要な許可等がある場合は、監督員に許可証の写しを提出しなければならない。

なお、受注者が適正な処理を行うための情報を以下に記述する。

（処分先）

京都府京都市伏見区深草神明講谷町29番地

株式会社 HIRAYAMA

設計運搬距離 L=12.2km

#### （1）性状、荷姿、性状変化等

本作業で発生する汚泥の性状及び荷姿は、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、その上を人が歩けないような流動性を呈するものである。また、時間の経過とともに土砂状になる。

#### （2）情報提供に関する事項に変更があった場合の伝達方法

発注者及び受注者の双方で、書面により変更内容を確認する。

#### （3）運搬、処分終了時の排出事業者への報告に関する事項

産業廃棄物管理票（マニフェスト）により行う。

#### （4）契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項

受注者は、何らかの理由により契約を解除された場合でも、その廃棄物に対する本契約に

基づく責任を免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての処分を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得たうえで、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わなければならない。

#### 1.4 その他

- (1) 作業日程は、作業範囲に隣接する学校等の行事を踏まえ計画するものとし、学校等との打ち合わせは、発注者が行うものとする。
- (2) 導水管部及びサイフォン部の作業については、安全対策を十分に行うこと。
- (3) 清掃及び浚渫作業中において、水路及び付帯施設等の異常を発見した場合は、速やかに監督員へ報告すること。
- (4) 水路清掃工及び土砂浚渫工の作業は、すべて1回実施とする。

## 建設副産物の適正処理について

### (1) 建設副産物の適正処理について

#### ① 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により搬出する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、次表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を遵守し、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。確認の詳細については、作業一般仕様書第 24 項「産業廃棄物」を参照のこと。

#### <産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
アスファルト・コンクリート塊 (切削)		設計運搬距離 L = km
建設発生木材 (根)		設計運搬距離 L = km
建設発生木材 (枝葉)		設計運搬距離 L = km

#### <一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生木材 (剪定枝)		設計運搬距離 L = km

② 建設発生土が発生する場合の対応

受入施設が発行する書類、伝票などの写しを監督員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督員に受けるものとする。(ただし、建設発生土を他工事へ流用する場合は除く。)

なお、建設発生土の搬出にあたり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期などにより搬出できない場合は、監督員と協議のうえ、その指示によるものとする。

また、監督員の指示によらず受注者の提案により搬出先を変更する場合、受入単価を確認するため、搬出先の請求書等を提出することとし、処理にかかる費用が設計金額を下回る場合は、原則として設計変更(減額変更)の対象とする。

ただし、受注者が提案できる受入先は、京都市が許可する受入地または廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設とする。

また、受注者の提案により搬出先を変更する場合は、次の資料を監督員に提出すること。

<搬出前>

(ア) 建設発生土処理計画書(様式1)

(イ) 受入地の(特別管理)産業廃棄物の処分に係る許可の写し

(※京都市が許可する受入地の場合は不要)

<搬出後>

(ウ) 建設発生土処理報告書(様式2)

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社 山正 京都市左京区北白川仕伏町102	設計運搬距離 L=1.8km

令和 年 月 日			
住 所			
受注者			
印			
TEL			
建設発生土処理計画書			
工 事 名			
工事場所			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
区 分	建設発生土 予定数量	受入地の土地所有者の 住所及び氏名	運搬距離
建設発生土	m <sup>3</sup>		
現場代理人	住 所		
	氏 名		
	TEL		
建設発生土受入地(略図)			

- (注) 1 工事場所から受入地までの運搬経路図を添付すること。  
 2 受入地の土地所有者の承諾書を提出すること。  
 3 受入地の関係法令、条例等に係る許可又は届出の写しを提出すること。  
 4 受入地の搬出前、搬出中、搬出後の写真を提出すること。

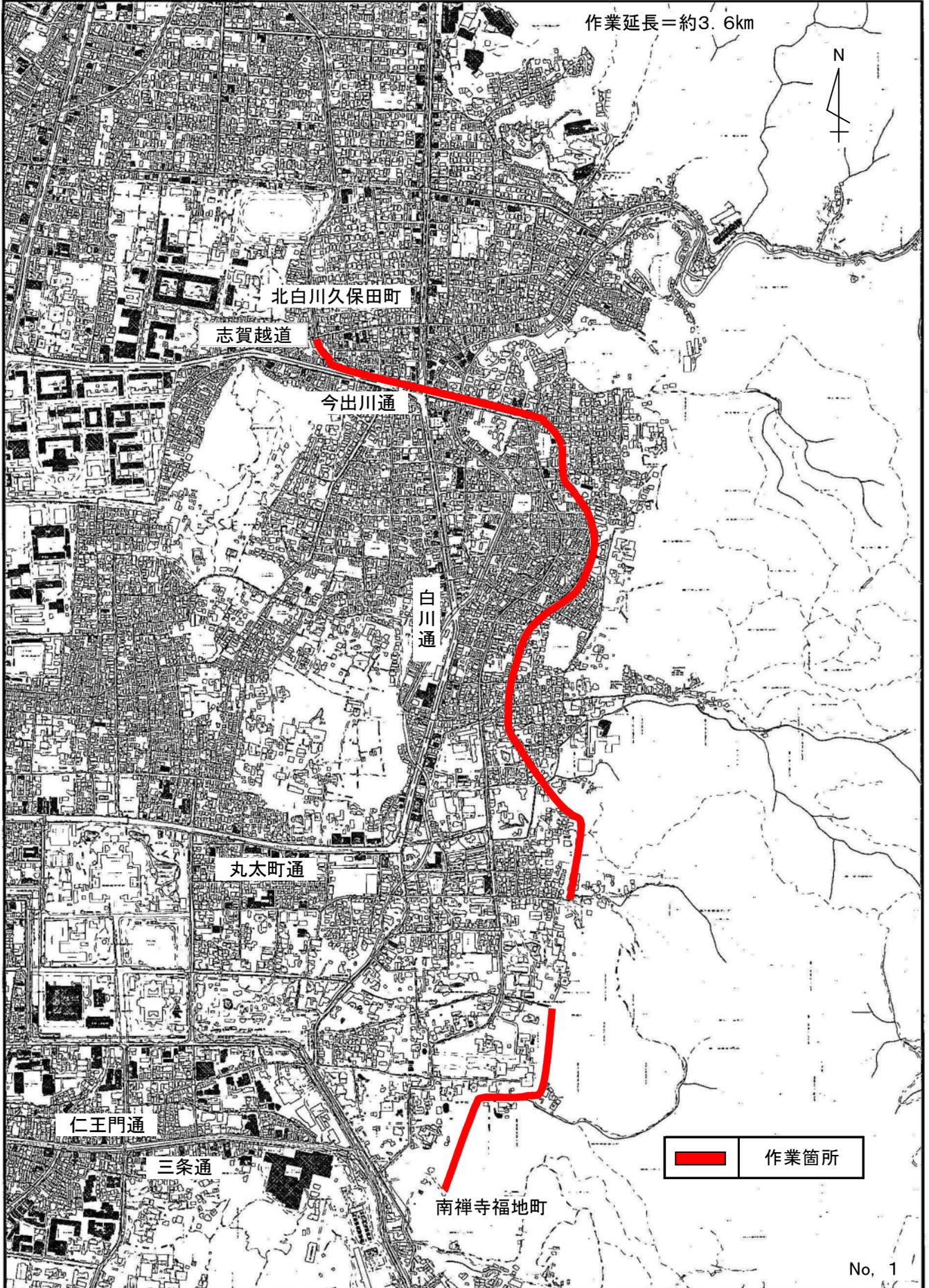


# 見取図

S=Free

京都市左京区南禅寺福地町62番地3～左京区北白川久保田町58番地

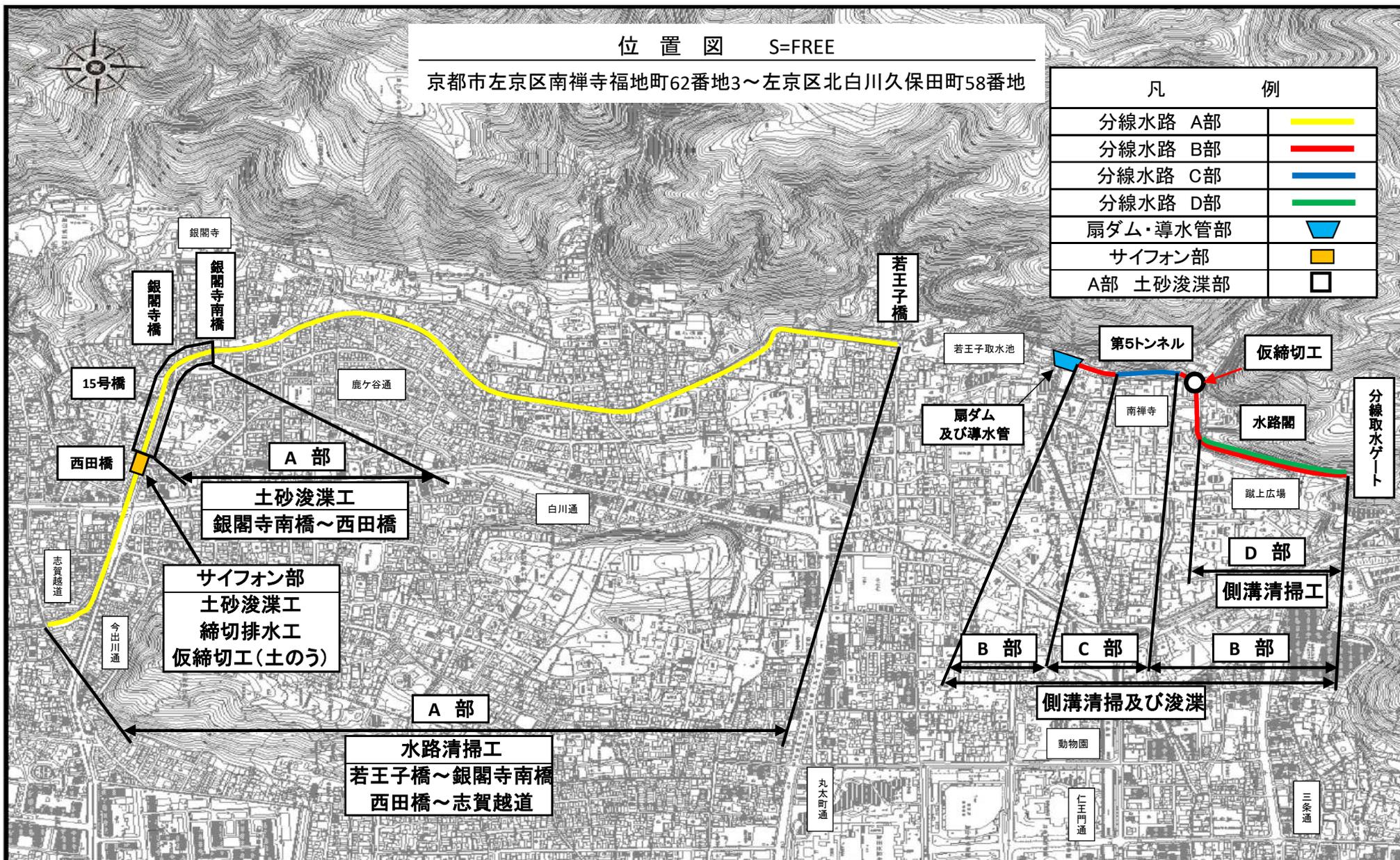
作業延長=約3.6km



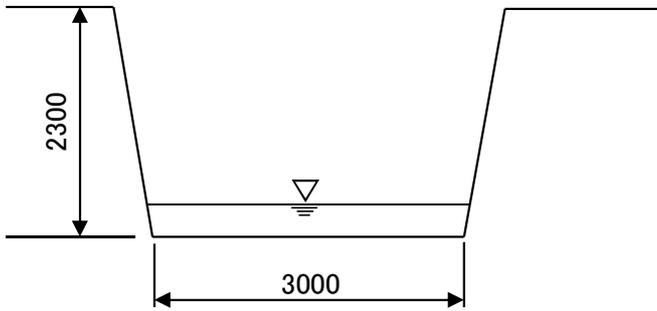
位置図 S=FREE

京都市左京区南禅寺福地町62番地3～左京区北白川久保田町58番地

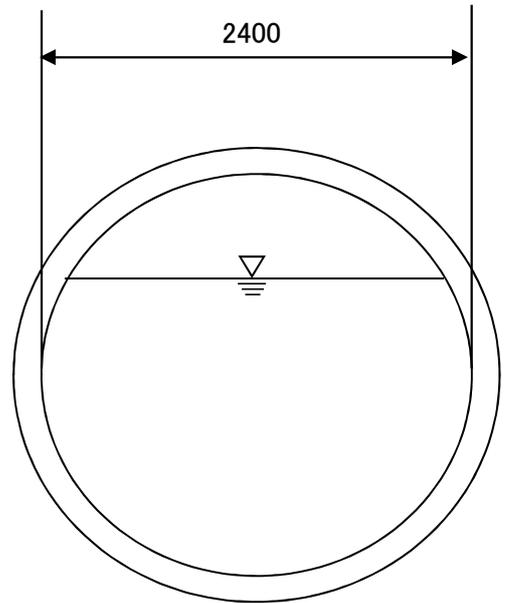
凡	例
分線水路 A部	
分線水路 B部	
分線水路 C部	
分線水路 D部	
扇ダム・導水管部	
サイフォン部	
A部 土砂浚渫部	



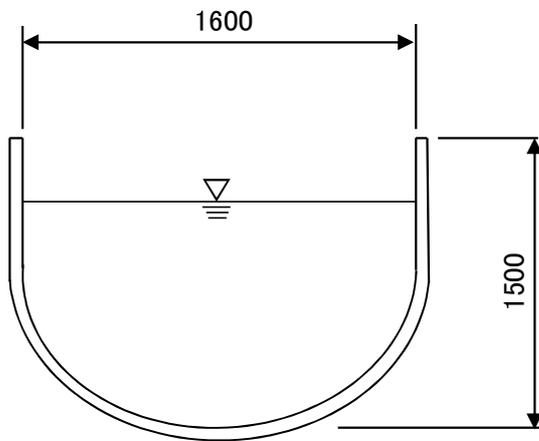
分線水路 A部 標準断面図 S=Free



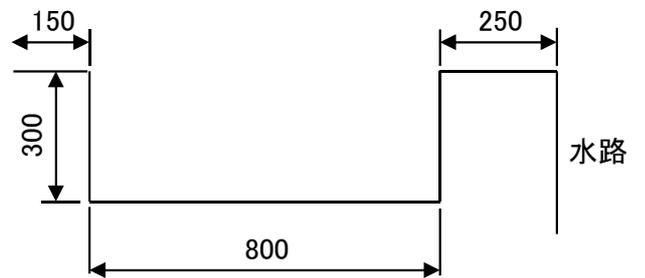
分線水路 C部 標準断面図 S=Free



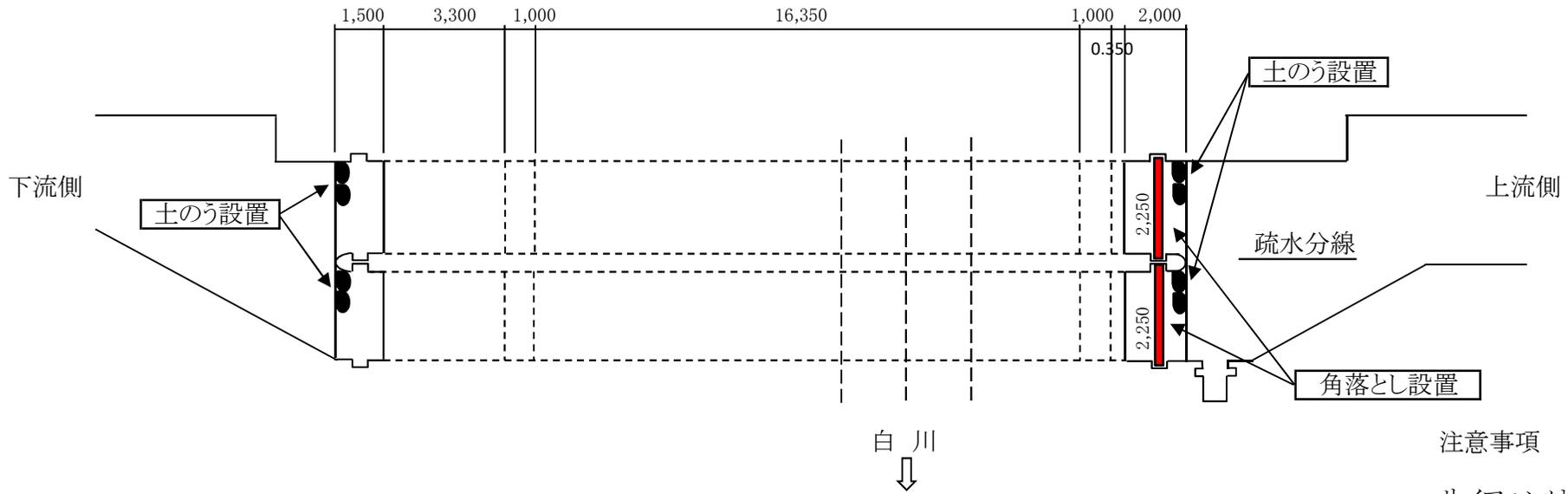
分線水路 B部 標準断面図 S=Free



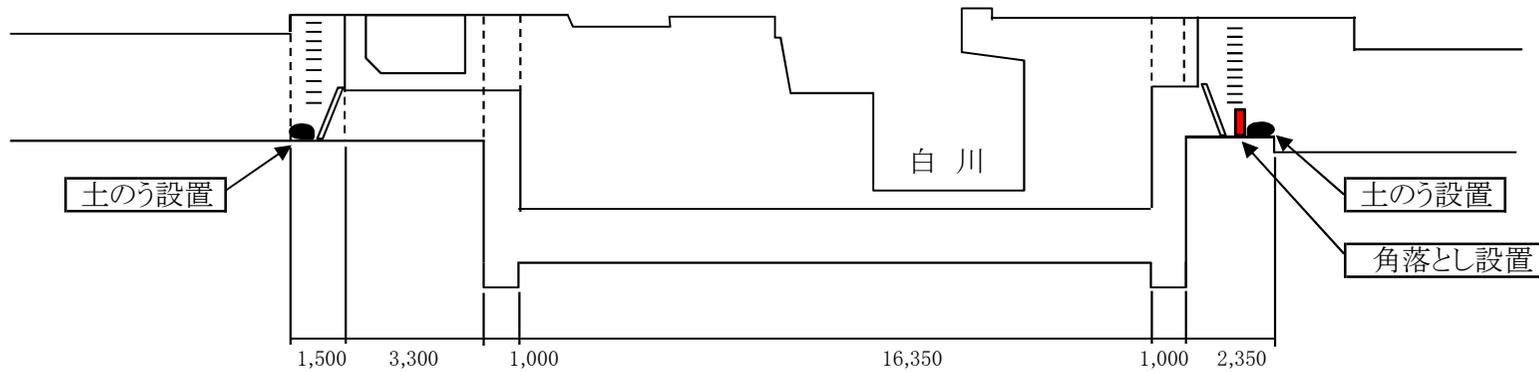
側溝 D部 標準断面図 S=Free



# 西田橋サイフォン部平面図



## 縦断図



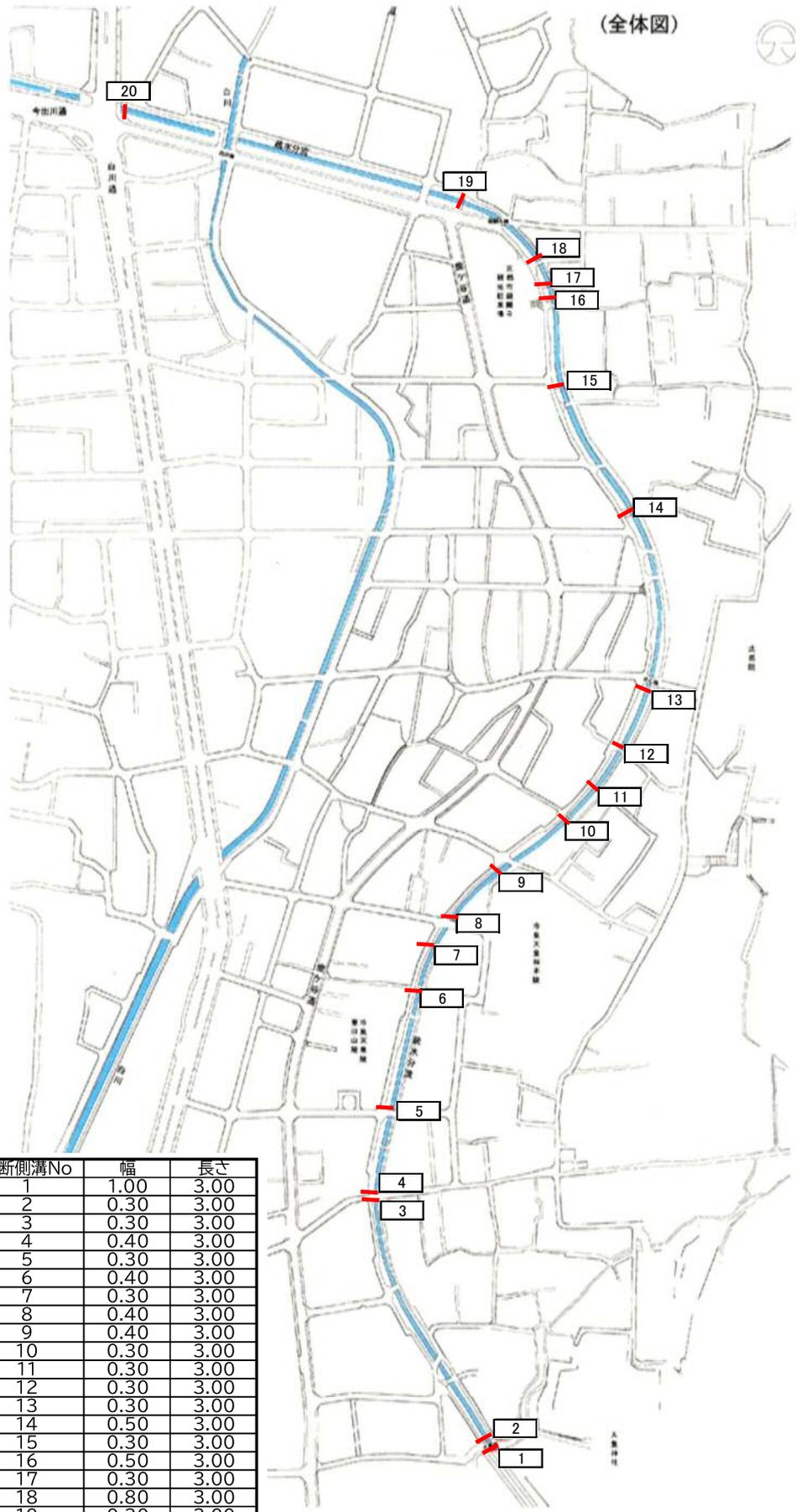
### 注意事項

サイフォンは、北側と南側が  
中で繋がっているため、止水  
を行うときは、両方に角落とし  
を設置し、土のうで差し水を  
止めること。

併せて、下流側(西側)部も  
土のうで止水作業を行うこと。

# 疏水分流横断側溝位置図

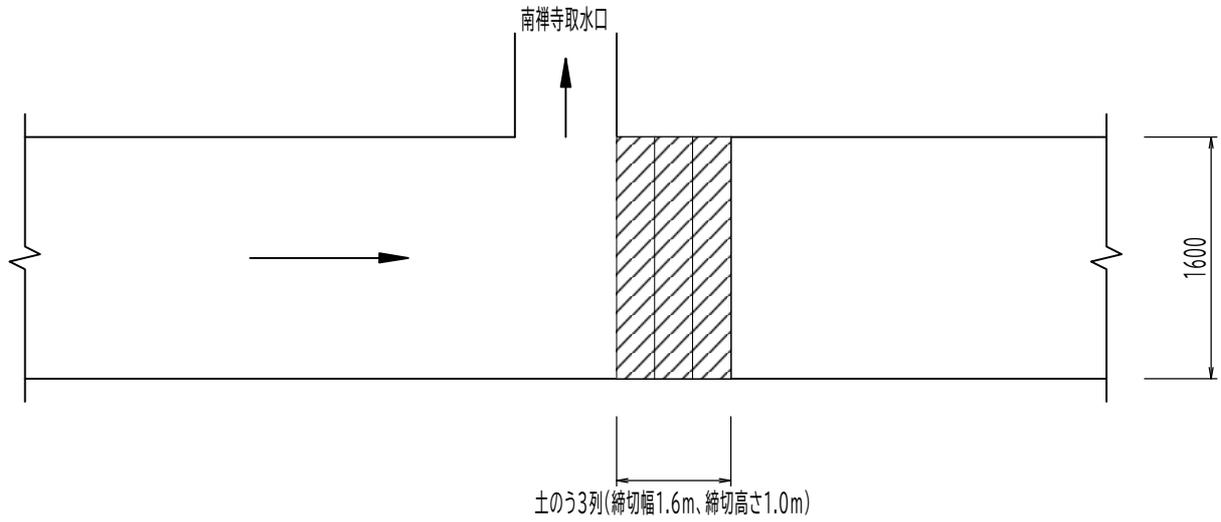
(全体図)



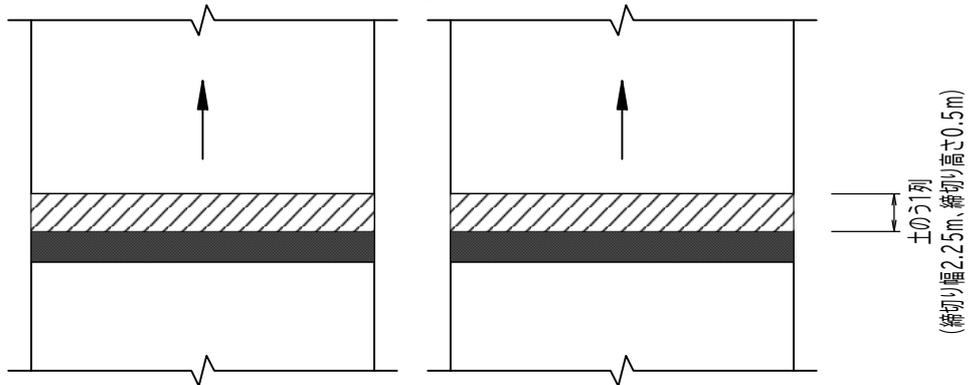
横断側溝No	幅	長さ
1	1.00	3.00
2	0.30	3.00
3	0.30	3.00
4	0.40	3.00
5	0.30	3.00
6	0.40	3.00
7	0.30	3.00
8	0.40	3.00
9	0.40	3.00
10	0.30	3.00
11	0.30	3.00
12	0.30	3.00
13	0.30	3.00
14	0.50	3.00
15	0.30	3.00
16	0.50	3.00
17	0.30	3.00
18	0.80	3.00
19	0.30	3.00
20	0.30	3.00

仮締切工(土のう積工 小口並バ)  
(参考図)

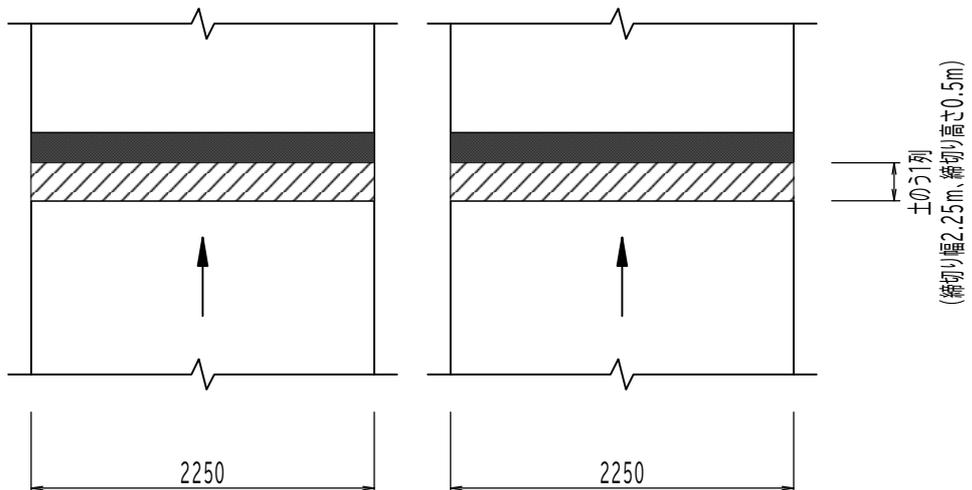
南禅寺取水口



サイフォン部  
(下流側)



(上流側)



# 工事設計書

課長 所長	係長	照査	設計

年度	令和 6年度	設計年月	令和 年 月	工期	令和 7年 3月31日
事業名	_____				
工事名	疏水分線水路清掃及び土砂浚渫				
工事場所	京都市左京区南禅寺福地町62番地3～左京区北白川久保田町58番地				
本工事費	円	工事価格	円	消費税等相当額	円

積算基準	土木
------	----

京都市 上下水道局

## 積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2024年9月	
歩掛適用年月	2024年9月	
基準適用年月	2024年9月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	98:構造物工事（浄水場等）	
施工地域等補正	市街地	1.2
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地	1.1
工期日数（熱中症補正）	0日間	
真夏日日数	0日間	
補正係数	補正なし	
熱中症補正	自動設定	
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	前払金対象外	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

# 設計内訳書 (本01)

工事名	疏水分線水路清掃及び土砂浚渫					事業区分 工事区分	水道工事 疏水分線水路清掃及び土砂浚渫	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要 国費/単費	
疏水分線水路清掃及び土砂浚渫		式	1					
疏水分線水路清掃及び土砂浚渫		式	1					
水路清掃工		式	1					
人力清掃工	A部 若王子橋～銀閣寺南橋 西田橋～志賀越道	m	2,000					
人力清掃工	B部 分線取水ゲート～扇ダム ※第5トンネル除く	m	600					
人力清掃工	C部 第5トンネル内	m	100					
人力清掃工	D部 分線取水ゲート～水路閣上流	m	320					
人力清掃工	A部 横断側溝	箇所	20					
土砂浚渫工		式	1					
土砂浚渫工	A部 銀閣寺南橋～西田橋 汚泥吸排車 (運搬費含む)	m3	90					
土砂処分工	A部	m3	90					
土砂浚渫工	B部、C部 分線取水ゲート～扇ダム 汚泥吸排車 (運搬費含む)	m3	5					
土砂浚渫工	扇ダム、導水管部 汚泥吸排車 (運搬費含む)	m3	27					

# 設計内訳書（本01）

工事名	疏水分線水路清掃及び土砂浚渫					事業区分 工事区分	水道工事 疏水分線水路清掃及び土砂浚渫	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要 国費／単費	
土砂浚渫工	※イオン部 汚泥吸排車（運搬費含む）	m3	28					
仮設工		式	1					
仮締切工 （参考数量）	小口並べ、購入土、仕拵・積立・撤去	m2	9					
締切排水工 （参考数量）	排水量：0以上40(m3/h)未満、作業時排水	箇所	2					
交通管理工		式	1					
交通管理工		式	1					
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	20					
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					

